

グリーンリース普及促進事業

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 事業期間 | 平成 28 年度から平成 30 年度まで |
| 事業規模 | 約 21 億円 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 都内中小テナントビルを所有する中小企業者等 当該テナントビルに係る地球温暖化対策報告書[*]を提出する事業者 |
| 対象条件 | <ul style="list-style-type: none"> ビルオーナーとテナントで設備改修のグリーンリース契約を締結すること 設備改修後のベンチマーク[*]評価が A2 以上となることが見込めること |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> 調査費用（助成率 1/2、上限 100 万円） 設備改修費用（助成率 1/2、上限 4,250 万円（調査費用含む）） |

〇一の助成対象事業者につき複数回の申請が可能です。

^{*}グリーンリース、地球温暖化対策報告書、ベンチマークについての内容は、下記をご確認ください。

グリーンリースとは？

ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。

（環境不動産普及促進検討委員会「グリーンリース・ガイド」より）

ビルオーナー・テナント双方が光熱費削減等の恩恵を受ける

Win-Win の関係を構築するものです。

テナント

オーナー



グリーンリース実施前後のテナント光熱費(イメージ)



地球温暖化対策報告書の概要

助成金を申請する際に、地球温暖化対策報告書（前年度の実績）の提出が条件となっています。提出には期限がございますのでお気を付けください。

都内で中小規模事業所*を設置している事業者が、各事業所の前年度の CO₂ 排出量や地球温暖化対策の実施状況を都に報告する制度です。

※年間原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所等

- 義務提出（提出期限 毎年度8月31日）
複数事業所のエネルギー使用量の合計が 3,000kL 以上
- 任意提出（提出期限 毎年度 12月15日）
義務提出以外の事業所

【地球温暖化対策報告書の問合せ窓口】

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階
（電話）03-5990-5091

（低炭素）ベンチマークについて

低炭素ベンチマークは、都に提出された地球温暖化対策報告書のデータを基にして、対象ビルの間年 CO₂ 排出量実績を延床面積で割った、床面積（1m²）あたりの CO₂ 排出量（kg-CO₂/m²）による自己評価指標です。ベンチマークは、下表のように 7 段階 15 レンジあり、平均値は A1- となります。

本助成事業では、設備改修後に「A2（A2-）」以上となることが条件です。

| CO ₂ 排出原単位 | レンジ | | 基準（平均値と比較した比率(%)） |
|---------------------------------|-----|-----|-------------------|
| | 少 | 多 | |
| ↑ 助成条件 ↓ 平均値 ↓ 多 | A4 | A4 | 55%以下 |
| | | A3+ | 55%超 - 60%以下 |
| | A3 | A3 | 60%超 - 65%以下 |
| | | A3- | 65%超 - 70%以下 |
| | A2 | A2+ | 70%超 - 75%以下 |
| | | A2 | 75%超 - 80%以下 |
| | | A2- | 80%超 - 85%以下 |
| | A1 | A1+ | 85%超 - 90%以下 |
| | | A1 | 90%超 - 95%以下 |
| | | A1- | 95%超 - 平均値以下 |
| | B2 | B2+ | 平均値超 - 105%以下 |
| | | B2 | 105%超 - 100%以下 |
| | | B2- | 110%超 - 115%以下 |
| | B1 | B1 | 115%超 - 150%以下 |
| | C | C | 150%超 |

低炭素ベンチマークの詳細は、下記 URL より「解説書」等をご覧ください。

URL : <http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/benchmark/index.html>